

令和 9 年度開始の広域連携型プログラムの取扱について（案）

1 広域連携型プログラムについて

- 医師多数県の基幹型病院（連携元病院）に採用された研修医が、医師多数県における研修を中心としつつ、医師少数県等の臨床研修病院（連携先病院）において一定期間研修するプログラム（令和 8 年度から適用開始）

広域連携型プログラムの概要	(1) 連携先区域 (4ページ参照)	■ 医師少数県のうち、募集定員上限に占める採用率が全国平均以下の都道府県 ■ 医師中程度県のうち、募集定員上限に占める採用率が全国平均以下の都道府県の医師少数区域 ■ 連携元区域に該当する医師多数県の医師少数区域（対象人数の一部）（東京都は島しょ地域のみ）
	(2) 対象人数について	■ 医師多数県は募集定員上限の 5 % 以上の広域連携型プログラムを設けることが規定された。 ■ 対象人数は、上記定員の 5 % 以上分に加え、激変緩和措置により加算された定員数の 1/2（ただし、激変緩和措置分については、連携先病院の確保の観点から当初の間は適用しない。） ■ 広域連携型プログラムの対象人数（以下「対象人数」という。）は、募集定員上限内において配分（増員ではない）
	(3) 対象病院について	【国の示す「連携元病院」の考え方】 ✓ 通常プログラムと広域連携型プログラムの双方を安定的に実施できる研修体制を取れる病院 ⇒ <u>目安として研修医募集定員が20名程度又はそれ以上</u> ✓ 上記に限らず、本プログラムの実施を希望する連携元病院があれば、実施する上での指導体制等が充実していることを確認しつつ連携元病院となることを妨げない 【都における広域連携型プログラムの対象病院(以下「対象病院」という。)の決定及び対象人数の配分方法】 ⇒ 国の示す連携元病院の考え方を元に、次ページのとおりとする。
	(4) 実施時期、費用負担等	■ 時期・期間 ・プログラムの実施時期は原則として臨床研修の 2 年目とする。 ・プログラムの実施期間は24週又はそれ以上とする。 ■ 費用負担 ・プログラムの作成・実施に係る費用に関する国による支援を検討

- 都において、令和 6 年度第 1 回地域医療対策協議会で令和 8 年度プログラムの配分方法等を審議し決定、18病院に定員を配分（3ページ参照）。
- 当該対象病院で、令和 8 年度臨床研修プログラムにおいて広域連携型プログラムを策定

2 令和 9 年度開始の広域連携型プログラムの基本的な方針について（国）

【令和 9 年度広域連携型プログラムの基本的な方針】

- **連携元・連携先の対象区域や募集定員上限、プログラムの実施時期や期間など基本的な枠組みについては、令和 8 年度と同様。**
- 募集定員は、**令和 8 年度と同様に医師多数県の募集定員上限の 5 % 以上。**
- 仮に令和 9 年度の募集定員上限の 5 % 以上が令和 8 年度募集定員上限の 5 % より多くなった場合は、令和 8 年度募集定員上限の 5 % 以上で募集定員を確定させることも可能
※令和7年8月25日付け厚生労働省医政局医師が事務連絡『医師臨床研修制度における基礎研究医プログラム（中略）並びに広域連携型プログラムの留意事項等について（周知）』より

3 対象病院の決定及び対象人数の配分方法について（案）

【考え方】都における配分方法の基本的な考え方は、昨年度（令和8年度プログラム）と同様とする。

【令和9年度広域連携型プログラムの対象人数】

募集定員上限（総数）		募集定員上限の5%以上
令和8年度	1,254 名	63名以上

※プログラムの実施年度（R9）の定員上限が示されるのが遅いため、プログラムの実施前年度（R8）の定員上限を用いて、5%以上の員数を算出（昨年度と同じ方法）

令和9年度広域連携型プログラムの配分方法について（案）

1 現況調査により、臨床研修プログラムにおける実施内容を把握（調査）

(1) 連携先区域の協力型病院における臨床研修の実施状況等を把握

- ・広域連携型プログラムの「連携先区域」に協力型病院があるか
- ・当該協力型病院で臨床研修プログラムの実施の実績（予定含む）はあるか。
- ・24週以上の研修期間が確保できる場合、広域連携型プログラムの実施希望はあるか

(2) 定員20名未満の病院であって、広域連携型プログラム実施意向のある病院

- ・連携先区域の状況によらず、広域連携型プログラムの実施希望はあるか。

2 広域連携型プログラムの対象病院の決定及び対象人数の配分方法について

(1) 上記1の調査により、定員20名未満であって実施意向のある病院については対象病院とし、希望数を定員とする。

(2) (1)により配分した対象人数の残数に対しては、次のとおりとする。

- ア 臨床研修募集定員20名以上（小児・産科プログラムは除く。）の病院を対象病院とする。
 - イ 臨床研修募集定員数に応じて比例按分した数を、各対象病院の仮定員数とする。
 - ウ 仮定員数以上の実施を希望する対象病院は、希望の人数を定員とする。
 - エ (1)及び(2)ウの残数に対し、再度、臨床研修募集定員数に応じて比例按分した数を残りの病院の定員とする。
- ただし、R9対象人数と2(1)の希望数とが昨年度と同数だった場合には、昨年度と同数の配分とする。

(3) 広域連携型プログラムの趣旨に鑑み、マッチング対象外の病院は除く

3 実施規模（各対象病院における広域連携型プログラム実施人数）

2人以上を基本とする。

< 令和8年度広域連携型プログラム 配分結果 >

令和6年12月13日付け厚労省通知「令和8年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限について」

令和8年度臨床研修定員配分における広域連携型プログラムの対象人数：**63名以上**

病院名	令和8年度臨床研修における 広域連携型プログラム 対象人数	令和7年度募集定員 (小児科・産科プログラム分除く)
順天堂大学医学部附属順天堂医院	3	38
日本医科大学付属病院	4	41
東京慈恵会医科大学附属病院	3	28
東京大学医学部附属病院	8	92
東京科学大学病院	8	90
東邦大学医療センター大森病院	2	25
昭和医科大学病院	6	31
独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	2	20
東邦大学医療センター大橋病院	1	14
昭和医科大学江東豊洲病院	2	13
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター病院	2	26
慶應義塾大学病院	4	48
東京医科大学病院	3	35
東京女子医科大学病院	2	20
日本大学医学部附属板橋病院	4	39
帝京大学医学部附属病院	2	24
杏林大学医学部付属病院	4	46
順天堂大学医学部附属練馬病院	3	30
(合計)	63	

医師多数県の基幹型病院（連携元病院）に採用された研修医が、医師多数県における研修を中心として、医師少数県等の臨床研修病院（連携先病院）においても一定期間研修するプログラム

1. 連携元区域（医師多数県）

医師多数県のうち募集定員上限に占める採用率が全国平均以上の都道府県（但し、地理的事情などの特殊事情を有する沖縄県は除く。）

東京都、大阪府、京都府、岡山県、福岡県

2. 連携先区域（医師少数県等）

①医師少数県のうち募集定員上限に占める採用率が全国平均以下の都道府県

青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県、長野県、岐阜県、三重県、山口県、宮崎県

②医師中程度県のうち募集定員上限に占める採用率が全国平均以下の都道府県の医師少数区域

北海道、宮城県、福井県、島根県、大分県、鹿児島県の医師少数区域

※医師中程度県のうち募集定員上限に占める採用率が全国平均以下の都道府県の中で富山県、山梨県、広島県、愛媛県は医師少数区域がない。

③連携元区域に該当する医師多数県の医師少数区域（対象人数の一部）

東京都、京都府、岡山県、福岡県の医師少数区域

※連携元区域に該当する医師多数県の医師少数区域について、人口30万人以上の二次医療圏は連携先区域から除く。

※連携先病院が連携元区域に該当する医師多数県の医師少数区域に所在する病院である場合には、募集定員上限の5%のうち2%を限度とする。

※連携元区域に該当する医師多数県のうち、大阪府には医師少数区域がない。

3. 対象人数

・医師多数県の募集定員上限の5%以上

※連携先病院が連携元区域に該当する医師多数県の医師少数区域に所在する病院である場合には、募集定員上限の5%のうち2%を限度とする。

4. 時期・期間

・プログラムの実施時期は原則として臨床研修の2年目とする。

・プログラムの実施期間は24週又はそれ以上とする。

5. 費用負担

・プログラムの作成・実施に係る費用に関する国による支援を検討。

※令和6年度補正予算においては、広域連携型プログラムの責任者となるプログラム責任者に係る経費等を計上。

2 連携元病院 割り振り方法（案）

令和6年度第1回東京都地域医療対策協議会
資料抜粋（令和6年9月13日開催）

(1) 広域連携型プログラムの対象人数
63名以上（R7臨床研修募集定員上限（1,267名）の5%）

(2) 配分方法（案）

以下の方法により R8 実施の臨床研修における広域連携型プログラムの配分を考えるのはどうか。

1 現況調査により、初期臨床研修プログラムにおける実施内容を把握

① 連携先区域の協力型病院における初期臨床研修の実施状況

- 「連携先区域」内の協力型病院において、初期臨床研修プログラムの実績（実施予定含む）はあるか。
- ある場合の実施人数、実施期間数（何週か。24週未満の場合、24週以上にプログラム変更可能か）
- 今後も継続予定か ⇒ 継続予定の場合、63から除外（認定）

② 東京都の島しょ地域で研修を実施している臨床研修協力施設

- 「連携先区域」である都の島しょ地域内の臨床研修協力施設において、初期臨床研修プログラムの実績（実施予定含む）はあるか。
- ある場合の実施人数、実施期間数（何週か。24週未満の場合、24週以上にプログラム変更可能か）
- 今後も継続予定か ⇒ 継続予定の場合、63から除外（認定）

③（希望調査）広域連携型プログラム実施意向のある病院

2 一定のルールで割振り

ア 調査結果に基づき、上記①、②により広域連携型プログラムとして認定可能なプログラムは、63から除外

イ 上記③で広域連携型プログラムの実施を希望する病院については、指導体制等を確認の上認定。63から除外ウ

ア、イ適用後の残数については、国の示す分配の考え方に従い、配分

➢ 研修募集定員20名以上（小児・産科プログラムを除く。）の病院

➢ 本広域連携型プログラムの趣旨に鑑み、マッチング対象外の病院は除く。

3 実施規模（各基幹型病院における広域連携型プログラム実施人数）

2人以上を基本とする。